

移動支援の対象者拡充について

1. 背景

(1) これまでの取扱い

日中サービス支援型グループホームは、日中を含めた生活全般に対する包括的な支援を提供することを目的としており、国の運営基準においても外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めることが求められている。

本市においては、こうした趣旨を踏まえ、介護サービス包括型や外部サービス利用型グループホーム入居者は移動支援の対象としている一方で、日中サービス支援型グループホーム入居者については、原則対象外としてきた。

(2) 見直しの必要性

近年の深刻な介護人材不足の影響により、現場では安全確保や包括的な日常生活支援を優先せざるを得ない状況が生じている。

外出支援についても、グループホームの包括的支援の一部として、通院や行事等の計画的に組み込まれた外出への対応が中心となっている。

一方で、利用者個々の状況や希望に応じた余暇活動や一時的な外出などの柔軟な支援については、十分な対応が困難な状況にある。

2. 拡充の概要

グループホームによる包括的支援では対応がしきれない部分を補完するために、令和8年4月より日中サービス支援型グループホーム入居者についても、新たに移動支援の支給対象とする制度拡充を行った。

3. 見直しの目的

本見直しにより、日中サービス支援型グループホーム入居者を移動支援の対象として拡充し、グループホームの外出支援を補完することで、

- ・ 障害のある方の社会参加の一層の促進
- ・ 多様な外出機会の確保
- ・ グループホーム事業者の負担軽減

を図り、障害のある方の地域生活の質の向上につなげていく。

(参考)

令和8年度予算：2,607,485 千円（うち拡充分 29,501 千円）